

秋田県告示第 77 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成30年2月6日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画の種類
道路
- 2 都市計画の案の名称
北秋田都市計画道路（3・4・3号太田川口線及び3・4・7号大町田中線）の変更
- 3 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分 北秋田市松葉町、材木町、栄字前綱及び中綱、材木町、旭町、花園町並びに鷹巣字東中岱の一部
- 4 都市計画の案の縦覧場所
 - （1）秋田市山王四丁目1番1号 秋田県建設部都市計画課
 - （2）北秋田市鷹巣字東中岱76番地1 北秋田地域振興局建設部用地課
 - （3）北秋田市米内沢字七曲23 北秋田市建設部都市計画課
- 5 都市計画の案の縦覧期間 平成30年2月6日（火）から同月20日（火）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）